



上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F

Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516

事業承継税制について

平成 30 年税制改正で大幅な見直しとなった事業承継税制。大廃業時代の歯止めとなるのか大変気になるところですね。今回は事業承継税制の改正案内容について触れていきたいと思います。いついてまとめました。

制度概要と改正の内容

後継者が先代経営者から相続・贈与等を通じて承継会社の非上場株式を取得するにあたり、後継者に大きな相続税や贈与税が課される事は、事業承継の足かせとなります。このため、各種要件を満たした相続・贈与については、納税を猶予又は免除する特例が設けられており、これを一般的に事業承継税制と言います。

●納税負担の緩和

内容	現行制度	特例制度
対象株式数	議決権総数の 2/3 が上限	全株式が対象
納税猶予割合	贈与は 100%、相続は 80%	どちらも 100%
全株式を相続した場合	※53.3%を猶予	全額を猶予

※ $100 \times 2/3 \times 80\%$

上記表の通り改正案では納税猶予割合が贈与・相続ともに 100%に拡大する事で、後継者の事業承継時の税負担がゼロに抑える事が可能になります。

●減免対象者の拡充

内容	現行制度	特例制度
被相続人（先代）	筆頭株主の代表者	限定されない
相続人（後継者）	後継者は 1 人のみ	代表権を有する最大 3 名まで

先代経営者の要件も代表者 1 名から複数人（代表者以外含む）が可、後継者も代表権者 1 名から代表権者 3 名まで可という改正案となっております。

●雇用維持要件の緩和

内容	現行制度	特例制度
雇用要件	5 年平均で 80%維持 ⇒未達成なら全額納付	未達成でも理由書を提出すれば猶予が継続

雇用維持要件についても弾力化され、80%要件を満たさなかった場合も理由書を都道府県に提出することで納税猶予が維持される改正案となっております。

納税者にとって非常に有利な制度ですが、上記以外にも様々な法律や税制が絡んできますので、早期から適切なアドバイザーに相談しスムーズに事業承継が進むように取り組んで行きましょう。